

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』 ～入院で多額の医療費がかかるとき～

国 国民健康保険に加入されている方のうち、70歳未満の方と70歳以上で町民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。この認定証を医療機関の窓口に表示すると、入院時の医療費の支払いが、下記の自己負担限度額までとなります。また、町民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となります。

■認定証の申請方法

次の書類が必要になります。

- ・被保険者証
- ・高齢受給者証
- ・平成23年1月2日以降に幕別町に転入した方は、前住所地の所得課税証明書
- ・過去1年以内入院日数が90日を超える場合は、その期間がわかる書類(領収書等)

■申請場所

役場町民課、忠類総合支所住民課、札内支所

■認定証の有効期限

認定証は毎年8月から翌年7月までの1年間有効です。期限が平成23年7月31日までとなっている認定証をお持ちの方で、引き続き必要な場合は、更新の手続きをしてください。

■これから入院される方

認定書は、申請者した月の1日から適用されますので、入院の予定がある方や入院中の方は、早めに手続きをしてください。

○自己負担額限度額と入院時の食事代

年齢	区分※1	自己負担限度額		入院時の食事代(1食あたり)
		1～3回目まで	4回目以降※2	
70歳未満	上位所得者	$150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 1\%$	83,400円	260円
	一般	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円	
	非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 (160円)※3
70歳以上	現役並所得者	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円	260円
	一般			
	非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円	210円 (160円)※3
		低所得Ⅰ	15,000円	

※1 世帯の所得や課税状況、世帯の構成等により区分を判定します。詳しくはお問い合わせください。(毎年8月から判定の対象となる所得の年度が変わります。)

※2 過去12カ月間に同じ世帯で、高額医療費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※3 過去12カ月間に入院日数が90日以上ある場合の91日目以降の食事代です。

問い合わせ先 町民課国保医療係 Tel【幕】54-6602